

合併協議会の法的根拠

地方自治法

(協議会の設置)

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

(協議会の組織)

第 252 条の 3 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。
2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。

- 3 (略)

市町村の合併の特例に関する法律

(合併協議会の設置)

第 3 条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

- 2 合併協議会の会長は、地方自治法第 252 条の 3 第 2 項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。
- 3 合併協議会の委員は、地方自治法第 252 条の 3 第 2 項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。
- 4 次条第 18 項又は第 4 条の 2 第 27 項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第 252 条の 3 第 2 項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第 1 項又は第 4 条の 2 第 1 項の代表者を委員として加えることができる。
- 5 合併協議会には、前 2 項に定めるもののほか、地方自治法第 252 条の 3 第 2 項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。